

日学歯の 来し方行く末

『過去・現在・未来』

福岡県学校歯科医会 講演会

公益社団法人日本学校歯科医会
会長 川本 強

学校歯科を創った人々

～明治から昭和初期にかけて～

川柳 「本郷も兼康(かねやす)までは江戸の内」

- 「かねやす」は地名と店名として知られる。地名としては本郷三丁目の兼康横町。
- 『御府内備考』によると、兼康祐悦という口中医師(歯医者)が住んでいたことに由来。
- 店名「兼康」はこの地に祐悦が開いた店。
享保年間(1716年頃)から乳香散という歯磨粉を売り始め、大いに流行、繁盛した。
- 川柳は、中仙道を北上すると兼康の店がある辺りから江戸の景觀が農村的に変化したからと考えられている。

明治期

	学校歯科保健活動		学校教育・学校保健・制度	歯科関係・その他
	中央	地方		
明治元年			明治維新	
明治4年9月			文部省設置	
明治12年9月			教育令公布	
明治18年			学校令公布	
明治19年			帝国大学令・小学校令・中学校令・師範学校令公布	
明治21年12月			文部省学生生徒の体格検査の様式を定め直轄学校に対し活力検査を行い、その結果を報告するように指示(学校身体検査のはじめ)	
明治24年5月		直村善五郎三重県下4小学校のはじめての口腔検査を行う		
明治27年5月		東京市麹町区にはじめての学校医3名を置く、週1回以上出校して執務する		
明治27年8月			「小学校ニ於ケル体育及衛生ニ關スル訓令」公布	(日清戦争)

学校歯科の夜明け

学校教育制度の確立

医師の免許制度は明治8年に開始され、歯科医師も同時ではあったが、歯科医学に関する日本語の教科書はなく語学の素養を持った高いレベルの者でないと修学することができなかった。

歯科医師の資格取得者数は年間20~30人程度であり、実際に歯科診療をしていた大部分は歯科医師の資格がない「入歯歯抜口中療治営業者」と呼ばれる職人のような人々であった。

学校衛生制度は医学教育が中心に確立し、歯科医学教育は全く放置された状態が続いた。

明治23年に高山紀齋によって、日本で最初の歯科医学校である高山歯科医学院(現在の東京歯科大学)が東京に創立し、これを契機に歯科医学が発展。

直村善五郎先生



明治24年、三重県の県立病院に赴任していた歯科医師の直村(なおむら)善五郎は、津市の義正小学校の校長からの依頼を受け、この学校のほかに県下の3校において児童の歯科検診を行い、翌年その結果を歯科雑誌に報告している。

これは歯科医師による初めての学童検診並びにう蝕統計報告であった。

(歯科歴史資料館 柳原悠紀田郎著 ケンティセンス出版より)

歯牙統計



明治25年11月、養生高等小学校の歯牙検査の成績を発表。

その後、養生高等小学校、良田高等小学校、桑名高等小学校、四日市高等小学校の4校の歯牙検査成績を発表、現在歯・病歯(既療・未療)に分けて統計を発表した。

明治30年3月		「学生生徒身体検査探査課程」を定める(文部省訓令)
明治31年1月		勅令2号で公立学校に学校医をおく規律を公布
明治31年2月		文部省令第8号で「学校医監査規程」「学校医の資格」を公布
明治31年4月	日本歯科医会で「学校医に歯科医師を加えることを」建議	
明治32年1月		京都市下京区学校医会結成(初の学校医会21名)
明治34年10月	豊島市幡ヶ谷区内6小学校に学校身体検査巡回補助医員として歯科医師を登録	
明治36年11月		大日本歯科医会見式
明治39年5月		医師法・歯科医師法公布
明治40年2月		歯科衛生研究会總会歯周病委員会(小川、牧、加藤)
明治40年4月		大日本歯科医会が日本聯合歯科医会に改組
明治45年4月	日本聯合歯科医会趣旨で、「歯牙衛生ニ關スル意見書」を建議することを掲げ	

中原 市五郎 先生

(歴記列伝1995年刊 柳原悠紀田郎著 クインテッセンス出版より)

- 日本歯科大学の創始者
- 明治34年、麹町区議会議員時代に麹町区内の6小学校に学校身体検査臨時補助医員として5名の歯科医師を委嘱する。

医学・歯科医学の一元論と二元論

佐藤運雄(かずお)：一元論

- > 明治31年、高山歯科医学院(東京歯科大学の前身)を卒業し、翌年歯科医師開業免状を取得。
- > 明治33年、渡米。レー・キフォレスト歯科医学部を卒業LDDSの学位を授与。
- その後、シカゴ大学ラッシュ医科大学を卒業L.D.M.の学位を授与。
- >帰国後、本邦の医術開業免状を取得し、いわゆるダブルドクターとなる。
- > 大正5年、東洋歯科医学校を開業し校長。
- > 大正10年に日本大学と合併し、初代日本大学歯学部長となる。

奥村鶴吉：二元論

- > 明治31年年、高山歯科医学院を卒業し、歯科医院を開くための開業試験に合格。
- > 明治37年、渡米。ベンシルビニア大学歯科部を卒業(歯学士: DDS)。
- > 明治42年、東京歯科医学専門学校(東京歯科大学の前身)の教授。
- > 細菌学が専門、野口英世に師事。
- > 東京歯科大学歯学部長、東京歯科大学学長を歴任。

大正期			
	学校歯科保健活動	学校教育・制度	歯科関係・その他
中央	地方		
大正3年4月			<p>小林富次郎(ライオン總理製造販売)は口腔衛生普及のため年額3000円を日本聯合歯科医会に寄付。</p> <p>これを受けて日本聯合歯科医会口腔衛生全国校講演会を開始。(講師:向井義男)</p>
大正4年11月		巡回巡回指導部会県下各地で活躍歯科衛生講習会(小林富次郎)	
大正8年2月	日本聯合歯科医会小学生向けの歯科衛生絵本「歯の先生」を発刊		
大正8年4月	日本聯合歯科医会總会において巻川県歯科医師会から学校歯科医を奨励するよう建議する件を提案		
大正7年8月			<p>小林富次郎が教員を対象とする4日間の口腔衛生講習会をはじめると(第1回)、講師:奥村義吉・花沢翠・佐藤達也・加藤清治・他</p>

**初代小林富次郎氏、三代目小林富次郎氏
神谷市太郎元事務理事**

(歯記列伝1995年刊 柳原悠紀田郎著 クインテッセンス出版より)

大正7年9月	日本聯合歯科医師会は加盟団体に対し、歯科医に委嘱して検査を行っていることの有無およびそれについての考え方の調査を実施		
大正8年3月	第41回会で「小学校児童口腔衛生施設に関する建議」が採択		
大正8年4月		東京府立第一中学校に歯科治療施設をおく	
大正8年8月		学童口腔衛生施設に関する建議(東京市歯科医師会会長)	
大正9年7月		学生成長児童身体検査規程を定める	
大正9年10月	日本聯合歯科医師会が「健牙及口腔検査の方針」決定		
大正10年1月		東京市歯科医師会が学校嘱託歯科医設置に関する建議	
大正10年2月		東京市麹町区内の小学校で巡回を行う(岡田道一)	

大正10年4月	東京市麻布区の府立第三高等女学校、赤坂水川下小学校に歯科治療所設置		
日本聯合歯科医師会会長から文部大臣へ	東京府立第四中学校の口腔検査実施		
大正10年5月	小学校に歯科医師を嘱託せしむる件建議		
大正10年5月	東京市本郷区学校歯科医会設立		
大正10年8月		ライオン兒童歯科院の設立	
大正12年5月	東京市麹町小学校に歯科施設		
大正13年7月	福岡県歯科医師会 口腔衛生講習会開催	文部省「学校診療に関する調査」を行う	
大正14年5月		全国聯合学校衛生会に対し文部大臣から「学校医として内科、小児科、眼科、耳鼻科、精神科、歯科の専門家をおくこと」諮問	
大正15年4月	第5回全国聯合学校衛生会総会で学校衛生会設置協議		
大正15年9月	福岡県学校歯科医会技術研究の設置の要請を前に提出	福岡県始めて「以下各都府県における口腔衛生上の欠陥並びに改善の方法如何」を諮問	
大正15年11月		日本聯合歯科医師会を日本歯科医師会に改組	



昭和期（前半～昭和34年まで）			
昭和2年6月	東京市学校歯科医会設立		
昭和2年6月		日本歯科医師会第1回ムシ歯予防ナー	
昭和3年10月	福岡県上部で歯科検査		
昭和4年3月	福岡県学校歯科医会設立		
昭和4年6月	日本歯科医師会口腔検査の様式を決定		
昭和4年10月	日本歯科医師会歯科衛生調査(「学校歯科医制度に関する要申」)を会長に提出		
昭和4年12月	東京都内で学校歯科医を設置		
昭和5年6月	日本歯科医師会「学校歯科医制度に関する建議」		
昭和5年10月	福岡県歯科医師会 口腔衛生研究調査会部		
昭和6年4月	第1回全国学校歯科医大会・東京		
昭和6年6月		学校歯科医会及び幼稚園歯科医会合併	



第一回全国学校歯科医大会

全国学校歯科大会をおしえすすめた人々

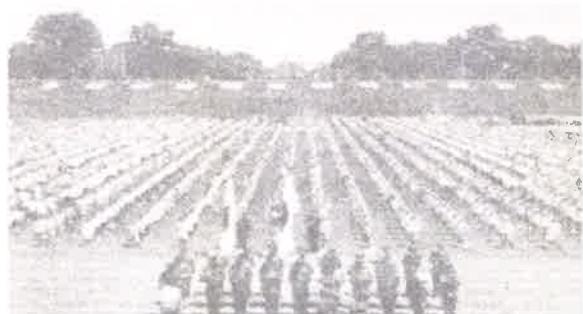


前回本紙にて用いた河原町の
地名が古文書に記載された事
を記した現段落を終えた時
は、記念写真であるが、前編
の方で、現地の道路名称の
所、移転前と移転後の位置
関係に誤字が生じた。

勅令	官報	明治六年六月二十三日	第三百四十二號
御名	御座	大正日	大正日
勅令	官報	昭和六年六月二十三日	第三百四十二號
御名	御座	大正日	大正日

昭和7年2月	学校歯科医職務規程制定		「学校歯科医職務規程」に 属する欄題に改正 「学生生児・身体検査欄題」改正
昭和7年4月	第2回全国学校歯科医大会・東京 日本聯合学校歯科医会設立総会		
昭和7年4月	日本歯科医師会口腔検査票の様式を決める		
昭和8年3月			小学国語課本に「むし ば」が教材として取り 入れられる
昭和8年5月	第3回全国学校歯科医大会・福岡		
昭和8年8月		福岡県 第1回学校歯科衛生デー	
昭和9年2月		福岡県 第2回学校歯科衛生デー	
昭和9年9月		小倉市内小学校の 全員歯科検査	
昭和10年5月	第5回全国学校歯科医大会・東京		
昭和11年5月	第6回全国学校歯科医大会・甲府		ターナー(マサ チュー・セツツ)工科大 学教授)保健教育 について特別講演

歯磨教練体育大会 (昭和8年、明治神宮外苑)



(歯記列伝1995年刊 柳原悠紀田郎著 タインテッセンス出版より)

昭和12年4月			保健所法制定
昭和12年5月	第7回全国学校薬科医大会・大阪		
昭和13年1月			厚生省設置
昭和13年5月	第8回全国学校薬科医大会・静岡		
昭和14年3月	第1回帝国講会に「学生薬剤師誕生について」発表(村山元治郎)		
昭和14年5月	文部省生薬省「う蟲予防思慮普及に関する通達」		
昭和14年5月	第9回全国学校薬科医大会・京都		
昭和15年5月	第10回全国学校薬科医大会・宮崎		
昭和16年8月	第11回全国学校薬科医大会・秋田		
昭和17年9月	第12回全国学校薬科医大会・福井		
昭和18年3月	文部省生薬省「学校薬剤師医師の協議会開催」		
昭和18年5月	第13回全国学校薬科医大会・東京		
昭和22年3月		教育基本法、学校教育法公布	
昭和26年10月	第15回全国学校薬科医大会・福岡		

昭和9年官報
文部省学校衛生官大西永次郎

教育としての學校歯科

われくへは、從來學校衛生を以て、公衆衛生の一分科としての醫學的方面のみを重要視したがつて學校衛生においても、農村衛生としての農科醫學方面のみに限はるゝ傾向が極くなかつた。もとより學校衛生が、その學問的根據においては、自然科學としての衛生學に依存すべきは、當然のことには相違ないが、教育としての學校衛生の見地よりすれば、その指導原理はあくまで文化財としての教育の精神に一致するものでなければならぬ。しかして、現代の教育學は、現實的生活、ザインの生活を指導開發して當爲の生活様式の生活に到達せしめるの過程であり、學校衛生が健康を目的とする教育的活動である以上、學校衛生は當然に健康衛生の質的を開拓せしめるための調育指導でなければならぬ。と思ふ。學校衛生はかかるる資材を教師に提供し、教師とともにこれが指導を徹底せしめるのもつて、學校衛生の主要任務と考へなければならない。

第二
國立學校に於ける日體檢査、農科治療を初め、一切の學校衛生は教育の理想的的と一致し、その指導は教育の方法、調育の精神に合致するものでなくてはならない。絶大の時間と努力とを費して、正確な體の検査を施し、精密な統計的表を作り、並んで衛生的設備を充實しながらといつても、それは學校衛生の資金であるとは決して考へてはならぬ。それは、當時の學科としての農科衛生であつて、教育としての學科ではない。學校衛生は單に學校といふ場所において、兒童を看護して、農科衛生を施用する技術家であらう。學校衛生としての本質的使命は、その全部的努力を、學校衛生を通じてまた教師を通じて、兒童の健やかな成長と習性の養成ならびに育行の指導、营养学的な學校衛生教材としての教育的指導が教育としての學校衛生であり、將來の單に農科衛生の狭い生命ではないと思ふ。

昭和28年6月		保健体育審議会「独立後におけるわが国保健体育、レクリエーション並に学校給食の復興方法について」
昭和28年11月		學校教育法施行規則一部を改正し保健室の設置と學校衛生科医の設置について規定
昭和29年1月		保健室の設置並びに學校医及び學校衛生科医の職務等について通達
昭和29年10月	日本學校衛生会設立 総会・出張	
昭和30年11月	学生の衛生運動発起	
昭和31年3月		中学校保健体育科のうち保健の學習指導について通達
昭和31年5月	「學校の児童生徒のう虫予防の徹底について」の通達	
昭和32年5月		公立學校の學校區の公務員衛生標準に關する法律告布
昭和33年6月		學校保健法施行令公布
		學校保健法施行規則公布
		學校保健法および同法施行命令の施行について通達
		學校保健法および同法施行命令の施行に付し実施基準等について通達
昭和33年8月		學校保健法と公務員衛生標準との關係について文部省理定より通達

法令の変遷		
昭和22年	日本國憲法 教育基本法	(H 18改正)
昭和22年	學校教育法	(H 19改正)
昭和22年	學校教育法施行規則	(H 22改正)
昭和29年	學校給食法	(H 20改正)
昭和33年	學校保健法	(H 20改正)
昭和33年	學校保健法施行規則	(H 19改正)
平成14年	健康増進法	(H 21改正)
平成15年	健康増進法施行規則	(H 21改正)
平成17年	食育基本法	(H 21改正)
平成20年	學校保健安全法	
平成21年	學校保健安全法施行規則	
平成21年	學校歯科医の職務執行の準則	
	校保健安全法施行規則第23条抜粋	

日本国憲法(昭和22年)

第26条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

二 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法(昭和22年)

日本国憲法の精神に則り、新しい日本の教育の基本を確立するために制定された法律である。

教育の目的、教育の方針、教育の機会均等、義務教育、男女共学、教育行政など11か条にわたって示されている。

「教育基本法」改正ポイント（平成18年）

教育の目的：
「人格の完成」と「国家・社会の形成者としての資質の育成」。

教育の目標：

- ① 幅広い知識と教養を身につけ、真理を求める態度を養い、豊かな情操、道徳心を培うとともに、健やかな身体を養う。
- ② 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んじる態度を養う。

「教育基本法」改正ポイント（平成18年）

- ③ 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んじるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う。
- ④ 生命を尊び、自然を養い、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養う。
- ⑤ 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う。

学校歯科医の職務執行の準則 (学校保健安全法施行規則第23条)「抜粋」(平成21年)

一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与すること。
二 法第8条の健康相談に従事すること。
三 法第9条の保健指導に従事すること。
四 法第13条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。
五 法第14条の疾病的予防処置のうち齶歯その他の歯疾の予防処置に従事すること。
六 市町村の教育委員会の求めにより、法第11条の健康診断のうち、歯の検査に従事すること。
七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。

2 学校歯科医は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校歯科医執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

日学歯の現在

令和3年度役員
理事20名・監事3名

◆会長	川本 強
副会長(第1)	斎藤 秀子
副会長(第2)	柘植 純平
副会長(第3)	野村 圭介
専務理事	長沼 善美
常務理事(生涯研修)	禪田 章司
常務理事(会計)	阿部 直樹
常務理事(総務)	竹内 純子
常務理事(学術)	佐々木貴浩
常務理事(普及)	今井 健二
常務理事(広報)	阿左見葉子
理事(会長推薦)	水谷 成彦
理事(会長推薦)	平瀬 久義
理事(会長推薦)	吉岡 弘二
理事(北海道・東北)	松野 才
理事(関東地区)	田中 隆
理事(東海・信越)	新津 恒太
理事(近畿・北陸)	竹中 博
理事(中国・四国)	柴田 宏
理事(九州地区)	藤本 洋士
監事	末高 英世
監事	田幡 純
監事	三箇 正人



日学歯の現在

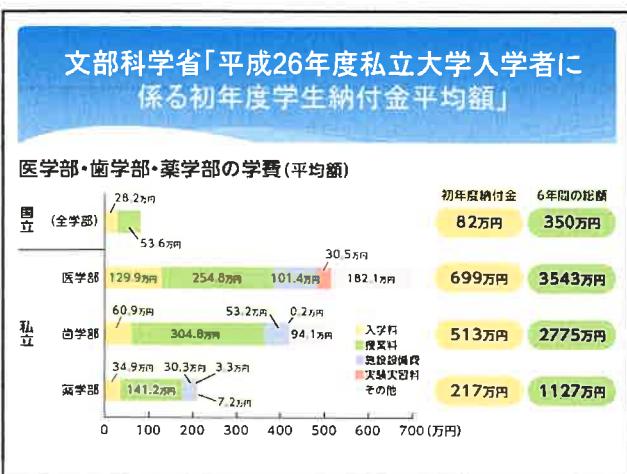
令和3年度に内閣府公益等認定等委員会に公益目的事業として提出した事業を推進し、児童生徒の口腔の健康向上を図り、もって公益に寄与することとする。

令和3年度事業計画では、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、児童生徒の口腔の健康増進という大命題を達成するため、旧習にとらわれることなく、変わること、変えること、変えてはならないことを岐別し事業計画を策定した。

1. 学校歯科保健に関する調査研究事業

(1) 学校歯科保健活動の実態把握のための調査研究活動

- 1) 「生きる力」をはぐくむ歯・口の健康づくりに係る調査研究の実施
- 2) 「口腔機能発達不全」に関する学校歯科健康診断の調査研究
- 3) 学校歯科健康診断に関する調査研究
- 4) スポーツ歯学並びに安全教育(高野連と連携)に関する調査研究
- 5) 学校歯科保健活動におけるICTの応用についての調査研究
- 6) 学校歯科保健教育効果に関する後向き研究
- 7) コロナ禍における児童生徒の心身の変化に関する調査研究
- 8) 各加盟団体における学校歯科保健活動の実態調査の実施



2. 社会政策として

(1)少子化への対応

◆内閣府の調査によると、「理想の子供数を持たない理由」の第一位は「子育てや教育にお金がかかりすぎること」

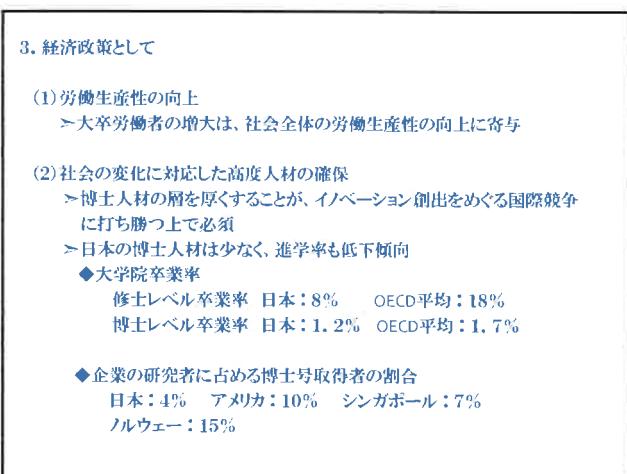
◆その要因である高等教育段階の教育費の負担軽減は、少子化対策として有望

(2)税収等の増加

◆より高い賃金の大卒労働者が増えることにより、税収等が増加する

(3)その他

◆大卒者は高卒者と比較した場合、失業率や受刑者率が低いため、失業給付額や収容関係費用が抑制される



新しい学習指導要領の主な改定点

(小学校は平成30年から移行措置、令和2年から全面実施)

●教師の授業改善＝子供の学び方の改善

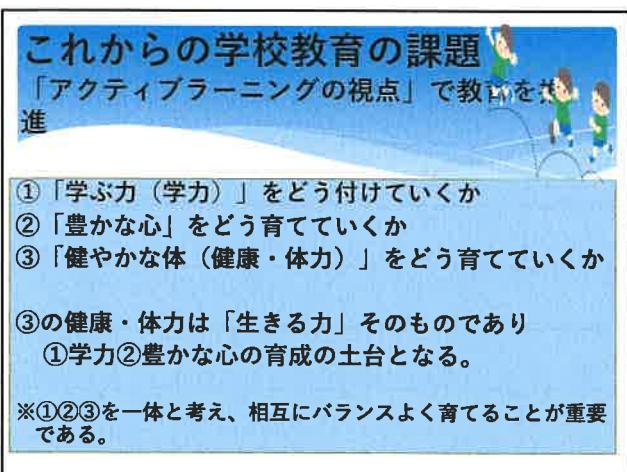
「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善
(アクティブラーニングの視点に立った授業改善)

●3・4年生 「外国語活動」

5・6年生 「外国語科」を新設した

●道徳の時間を「特別な教科道徳」

として位置付けた



学校教育の目標（健康に関して）

教育基本法

「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」

学校教育法

「健康安全で幸福な生活のために必要な情操を養うとともに、運動を通して体力を養い、心身の調和のある発達を図ること」

学習指導要領 総則 「体育・健康に関する指導」

各学校の教育目標・教育課程



木レのよがり子ふ（アクティノブーング）

魅力的な歯科保健学習①

適切な題材（テーマ）及び学習内容の設定
児童生徒の発達・成長に即して

1. 口腔の問題状況を取り上げた課題
2. 生活習慣や食行動に関する課題
3. 全身の健康や生涯の健康づくりにつながる課題
4. 興味や関心のある課題 など

学習材（教材）や資料の開発
児童生徒の学年の学習に即して

1. 分り易いもの
2. 適度の思考力を發揮する必要があるもの
3. 焦点化しやすいものの
4. 新たな驚きや発見があるもの など

楽しみながら学ぶ（アクティブラーニング）

魅力的な歯科保健学習②

学習方法の改善

座学 → 体験的学習
知識注入型学習 → 問題解決型学習
個人の学習 → 協同的な学習

学習方法の工夫

観察、実験、調査、実習、体験学習……
視聴覚教材の活用……
グループワーク……などを取り入れる

楽しみながら学ぶ（アクティブラーニング）

魅力的な歯科保健学習③

学習過程の工夫

- ↓
- 気づく（問題発見）
- つかむ（課題把握）
- 調べる（課題追求・探求）
- つきつめる（思考判断、情報共有）
- 見つける（課題解決法、自己選択・自己決定）
- やってみる（実践化、発信）
- ふり返る（評価）

人間の7つの能力

1. 空間的察知力…物の視覚的な形態や位置、空間的な動き、寸法や体積などを推定する能力
2. 身体的能力…自分の体に関する知覚力。体を動かすときのコントロール力、運動神経の能力
3. 言葉の能力…会話力と書かれた文章を理解する国語能力
4. 数学的、論理的能力…物事の論理的帰結を理解し、情報を処理する能力
5. 音楽的能力…音とリズムを識別したり、創り出す能力
6. 内省能力…自分の感情や能力にニーズを知る能力
7. 人間関係における察知力…**他人の気持ちや気分を察する能力**

↓

児童生徒へ支援

特別支援教育の充実

口障害者基本計画（第3次）

「定期的に歯科検診や歯科医療を受けることが困難な障害者に対する歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を進め、障害の状況に応じた知識や技術を有する歯科専門職を育成する取組を促進する」

国連の「障害者の権利に関する条約」（通称：障害者権利条約）（2006年採択）

あらゆる障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者等）の尊厳と権利を保障する人権条約

日本は2014年に批准し、140番目[△]の締結国になる。

25条（健康）：平等を基礎とした**到達可能な最高水準の健康**の権利の実現のため障害のある人への医療や保健などのサービスを提供する。

学校における歯科保健指導

学校歯科保健指導は、病名や障害の種類による**一律な対応ではなく**、障害特徴から**合理的配慮**を考慮して、「保健指導が比較的容易な児童生徒」と「比較的困難な児童生徒」の2つに分けて行う。

特別支援学校における「生きる力」

歯・口の健康づくりは、支援を必要とする児童生徒にとっても、生涯にわたる健康づくりの基礎となり、自立や社会参加の視点からも重要となる。

児童生徒が豊かな人間性をはぐくみ、「生きる力」を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。…食育基本法（2005年）

個々の児童生徒の障害の状態像、器質面の成長・機能面の発達の程度、進行性疾患の残存機能状態などの実態に即した対応が必要。

歯科保健の課題

歯・口の状態については、障害の種類により、歯列不正、歯数の不足、形成不全、形態不全などが生じ、食べる機能や発音障害などの機能障害が存在する。

特別支援教育の対象

○義務教育・全児童生徒数 1030万人(2013年)

- > 特別支援学校 … 6.7万人 (0.56%)
- > 小・中学校的特別支援学級…17.5万人 (1.70%)
- > 通級による指導 … 7.8万人 (0.76%)
- > 通常学級には、学習障害・注意欠陥多動性障害等、6.5%の在籍率(約67万人)



全児童生徒数の 8~9% (約90万人) が、特別支援を必要とする

特別支援学校の教育目標

特別支援学校においては、個々の目標を設定することが重要

- ① 歯・口の健康の大切さの理解
- ② 歯・口の発育と機能の発達の理解
- ③ 歯・口の健康づくりに必要な生活習慣の確立と実践
- ④ むし歯や歯周病の原因と予防方法の理解と実践
- ⑤ 障害の状態、発育・発達段階を踏まえた支援と管理の実践
- ⑥ 必要な介助と支援の実践
- ⑦ 歯・口の外傷の予防の支援と管理



日学歯として、実現のための対策が求められている

日学歯の未来 特別支援教育の充実

特別支援学校・学校歯科医のスキルアップ

(例)

- ▼ 特別支援教育の指導的な歯科医師1人 + 歯科衛生士2人 = 1組
- 全国に5組作り、学校歯科医の支援に当てる

- ▼ 特別支援教育に特化した専門研修を立ち上げる

第96回歯科医師国家試験

56 最も効果的なむし歯予防法はどれか。1つ選べ。

- a フッ化物の応用
- b 毎食後の歯みがき
- c 甘味制限
- d 規則正しい生活
- e クロルヘキシジン含漱

第110回歯科医師国家試験

28 う蝅予防の効果でエビデンスレベルが最も高いのはどれか。
1つ選べ。

- a フッ化物応用
- b 定期的な歯科検診
- c 水流圧洗浄器の使用
- d デンタルフロスの使用
- e 甘味食品摂取量のコントロール

第110回歯科医師国家試験

66 学校歯科健康診断で正しいのはどれか。2つ選べ。

- a 確定診断を行う
- b 保健管理領域の活動である
- c 結果を保健教育に反映させる
- d 毎年7月20日までに実施する
- e 健康診断票の保存期間は6年間である

第110回歯科医師国家試験

- 129 『生きる力』をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり(平成23年)
の各発達段階と課題の組合せで正しいのはどれか。2つ選べ。
- a 幼児 第一大臼歯のむし歯予防と管理
 - b 小学生(低学年)....歯・口の清掃の開始と習慣化
 - c 小学生(中学年)....歯肉炎の原因と予防方法の理解
 - d 中学生..... 好き嫌いなく、よく噛んで食べる習慣づくり
 - e 高校生..... 歯周病予防の意義と方法の理解と実践

国民から信頼される日学歯へ！

ご清聴ありがとうございました

高山紀齋・血脇守之助・野口英世

高山紀齋

- 明治3年 慶應義塾に入学し、英学を修める
 明治5年 渡米し、歯科医学を学ぶ
 明治11年 米国にて、歯科開業試験に合格
 明治12年 日本にて、医師免許取得
- 明治14年 森山茂(元老院大書記官)の娘・愛子さんと結婚
 愛子さんの弟・森山松之助の慶應義塾の同級生・血脇守之助は、後に高山歯科医学院に入学
- 明治23年 高山歯科医学院設立
 明治32年 高山歯科医学院を、経営に長けていた血脇守之助に譲り、自身は臨床医としての道を歩む
- 明治36年 大日本歯科医会(後の日本歯科医師会)を設立し、初代会長

血脇守之助

- 明治3年 千葉県我孫子市に、加藤家に生まれる（明治21年、血脇家に入る）
 明治15年 慶應義塾童子寮・東京英学校（青山学院の前身）・明治英学校・進文学舎・共立学校（開成中学の前身）・講道館・大成學館・明治学院
 明治22年 慶應義塾を卒業
 明治27年 高山歯科医学院に入学し、翌年、歯科医師免許を取得
 明治30年 友人渡部鼎の書生だった野口清作（後の英世）が守之助を頼って会津から上京。守之助は、野口の才能を認め、パトロンとなる
 明治34年 高山歯科医学院を継承し東京歯科医学院を設立（現・東京歯科大学）
 同年には血脇歯科診療所を開設し、自宅を兼ねたこの長屋には、奥村鶴吉、阪秀夫、早川可美良、遠藤至六郎、水野寛爾、長屋弘（戦後、新制初の歯学部、愛知学院大学歯学部を創設）など多くの若者が食客として集つた
 また、清国から帰国した野口英世もここに住み込んでいたことがある
 明治45年 日本歯科医学会の会長に就任
 大正8年 日本聯合歯科医師会の会長に就任
 大正15年 日本歯科医師会の会長に就任、以後21年にわたり歯科界の運営に尽力
 昭和3年 野口英世客死の報
 昭和18年 東京歯科医学専門学校校長職を奥村鶴吉に譲り、引退



血脇守之助の中国での活動と歴史

明治32年 清国へ渡り、袁世凱(えんせいがい)(ユアン・シンカイ)
(1899) 将軍の歯の治療を行っている。

西太后 (せいたいごう) (ツーン・タイホウ)

光緒帝 (こうしょてい) (クン・シユイ)

李鴻章 (りこうしょう) (リ・ホンチャン)

アヘン戦争 (1840~1842)

日清戦争 (1894~1895)

戊戌の政変 (1898)

義和団事件 (1900)

野口英世

- 明治9年 福島県猪苗代出身
1歳半の時に左手に大やけどを負う。
小さい頃から勉強がよくできたが、父親が大酒飲みで、高等小学校の教師に学費の援助を受け学校生活を送る。
- 手の手術を受けたことをきっかけに医学に興味を持つ。
- 血脇守之助が福島に行った際、知り合う。
- 明治29年 血脇守之助を頼って上京し、東京歯科医学院を訪れ、学僕となる。
- アメリカのロックフェラー医学研究所を拠点に世界で活躍。
ノーベル賞の候補にも挙がる。
- 昭和3年 西アフリカのアクラ(現ガーナ共和国)で黄熱病の研究中に感染し51歳で亡くなる。